

特定商取引法に違反した訪問販売業者に業務停止命令（3 か月）

香川県は、本日、訪問販売業者の西日本住宅設備又は西日本住宅こと宮尾裕二に対し、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令を行いましたので、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表します。

1 事業者の概要

名 称：「西日本住宅設備」又は「西日本住宅」

代 表 者：宮尾 裕二（個人事業主）

所 在 地：西日本住宅（平成 26 年 6 月頃から）

本社）広島県安芸郡熊野町呉地 1 丁目 1 1 番 2 号

支社）香川県高松市香川町浅野 2 4 4 番 7 号

〔 西日本住宅設備（平成 26 年 5 月頃まで）
本社）広島県安芸郡府中町浜田本町 5 丁目 1 0 - 2 0 4
支社）香川県丸亀市前塩屋町 2 丁目 3 - 2 2 〕

設 立：平成 2 6 年 1 月 1 日

従 業 員：1 2 名（香川支社）

取引形態：訪問販売

取扱役務：床下調湿剤の設置、鋼製束による床下補強、白蟻消毒、屋根裏工事、排水管の高圧洗浄など（以下「床下工事等」という。）

2 県内の相談状況

相談件数（平成 26 年 9 月末まで）

1 1 件（H25 年度：1 件、H26 年度：10 件）

3 県内の契約状況（平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 7 月 31 日）

（1）契約金額

総額：1 1, 3 0 0, 3 6 0 円

1 人につき：5, 0 0 0 円～2, 6 8 0, 8 0 0 円

（2）契約者の年齢及び人数

年齢：4 5 歳から 9 3 歳まで

人数：9 7 名（うち 65 歳以上 86 名）

4 取引の概要

同事業者は、平成 2 6 年 3 月頃から 5 月頃の間は「西日本住宅設備」、6 月頃からは「西日本住宅」の屋号を用い、「下水を見せてください。」「排水の流れを見に来ました。」などと消費

者宅を突然訪問し、排水管の高圧洗浄の契約を締結。排水管の高圧洗浄が終わると「変な音がする。」「排水管がはずれているかもしれない。」などと言って床下に入り、「台所の水が漏れている。」「床下が水浸しになっている。」「白蟻がいる。」などと告げて、消費者の不安をあおり、床下工事等の契約を締結させていた。

5 業務停止命令の内容

平成26年11月6日から平成27年2月5日までの間（3か月）、法第2条第1項第1号に規定する訪問販売のうち、次の行為を停止すること。

- (1) 訪問販売に係る契約の締結について勧誘をすること。
- (2) 訪問販売に係る契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に係る契約を締結すること。

6 法違反行為の事実

(1) 勧誘目的不明示（法第3条）

同事業者は、床下工事等に係る契約の締結について勧誘をするに際し、その勧誘に先立って、消費者に対し、「下水を見せてください。」「排水の流れを見に来ました。」「お風呂と下水と炊事場の水の流れを見てください。」「排水溝の枘が傷んでないか見せてもらっている。」などと告げるのみで、床下工事等の契約の締結について勧誘する目的である旨を明らかにしていなかった。

(2) 役務の効果についての不実告知（法第6条第1項第1号）

同事業者は、床下工事等に係る契約の締結について勧誘をするに際し、消費者に対し、「これをしとったら半永久的にいけるから大丈夫です。」「7倍の強度が出る。」「国宝級の塗料や。」「湿りがこない。」と、工事において使用した木部強化剤の効果に関して不実のことを告げていた。

(3) 契約の締結を必要とする事情についての不実告知（法第6条第1項第6号）

同事業者は、床下工事等に係る契約の締結について勧誘をするに際し、消費者に対し、当該契約の締結を必要とする事情について、次のとおり、合理的な根拠のない不実のことを告げていた。

ア 排水管の高圧洗浄に係る契約の締結について

「5年目、6年目にしないと、それ以上になったら15万、20万かかりますよ。」

イ 床下工事に係る契約の締結について

「欠陥住宅やな。」

「支えがないので、支えを入れないかん。こんなん珍しいな。」

「水がものすごく床下に溜まっているから、白蟻が出よるし、これは絶対直さんと、この家が滅びてしまいますよ。」

「このまま放っておいたら8百万、9百万かかるようになりますよ。」

ウ 屋根裏工事に係る契約の締結について

「屋根をすっぽり換えないかん。」